

對韓經濟協力試案

37

2

7

秘密指定解除

公文書監理室



50-10

対韓経済協力試案

昭和37年2月7日

外務省経済協力部

日韓交渉妥結の暁には、両国間において締結されるべき「請求権処理および経済協力に関する条約」(仮称)に基き、韓国に対し、下記方針により直接借款を供与するものとする。

なお、交渉推進のため必要な場合には、国交回復以前といえども、緊急経済協力として、別紙のとおり、延払枠の供与を行い、上記条約発効以前における資金援助の実施を考慮するものとする。

他方、わが国の援助を真に効果あらしめるためには、先進自由諸国の援助との緊密な協調が必要なので、本件実施に当つては、対韓経済協力に関心を有する諸国と consortium ないし Ad hoc coordinating group 結成の可能性を検討するものとする。

1. 金額および条件

(1) 金額

借款は、円貨で供与し、総額を [REDACTED] とする。但し、年度別使用枠については、韓国5カ年計画の年度別資金計画とにらみ合わせ、両国政府の協議によつて決定するものとし、他方具体的な貸付契約の締結は、後記2の理由により、project basis の場合には、対象プロジェクトの確定毎に行ない、non-project basis の場合には、買付計画の確定毎に行なうものとする。

(ロ) 条件

(融資機関が、輸銀であつても、基金であつても、韓国側に対しては同一条件を提示するものとする。)

(i) 償還期限 20年 (内据置5年)

半年賦均等返済

(ii) 金利 4%

(iii) 借款は、日本製資本財の購入にあて、

原則として project basis で利用せしめる

が、一部は commodity aid として、project^に tie
されていない機材（対象品目は、両国政府
で別途合意する）の購入にも使用せしめる
こととする。

2. 資金源

輸銀及び基金の共同融資とする。

但し、両国間の取極では日本側融資機関の分担比率は定めず、輸銀及び基金を必要に応じて利用する建前としておき、輸銀及び基金の分担については、今後借款使用内容が明確となるにつれ策定するものとする

(注) 従来のおが国の対外直接借款では、基金を参加せしめた例はないが、本件対韓借款においては、輸銀が通常融資し得る以上の低利、長期であること、又内容的に輸銀金融のベースに乗り難い案件(例えば、現地工事費への資金供与が必要とされるごときもの)をも、借款の対象とする必要ありと考えられるので基金の参加が極めて望ましい。しかるに基金を参加せしめる場合には、輸銀融資と使用目的を明確に区別する必要が生ずる。具体的な借款対象の決定以前に、あらかじめ

右区分を明確にして、それぞれの機関が、貸付契約を締結することは、實際上、極めて困難である。

3. 対象プロジェクト

韓国政府は、1962年より1966年に至る経済開発5カ年計画を立案し、本年よりこれが実施を期している。しかしながら、右計画の内容には、疑義が多く、インド、パキスタンの場合のごとく、開発計画に基づいてわが方援助を策定することは、困難である。従つてわが国としては、さし当り計画のブロードな枠と精神を尊重すれば足り、むしろ独自の観点と判断からプロジェクトの選択を行うことが賢明と考えられる。

以上の如き立場より、当面、わが国にとつてメリットも大きく、又韓国の経済開発に^豊も効果的に寄与しうると考えられるプロジェクト乃至分野は次のとおりである。この内、(1)の水力発電諸プロジェクトについては、わが方民間の準備も進みおり、早急に実施に移すことも可能であるが、その他のものについては、専門家から成る調査団を派遣し、現状

を調査する一方、D A Cにおける Ad hoc Coordinating Group 等の手段を通じ、他国の進出状況を確認する必要がある。

(1) 水力発電

(下記のものは、いずれも客年10月来日した韓国電力社長が国家再建最高会議の承認を得て、わが方民間業界に提示したものであり、内、(イ)(ロ)及び(ハ)の(1)は5カ年計画中に明記してある。)

(イ) 春川発電所 (2.5万KW×2基)

工事機械

発電機

計

(ロ) 蟾津江発電所 (1.6万KW増設)

工事機械

2号発電機

1号発電機改修

計

(注) (イ)(ロ)共に客年末日本工営が詳細設

計を引き受け（両者合わせて [REDACTED] で、韓国電力社と契約、L/C決済）2月10日までに主要設計完了の予定であり、韓国電力社は、3月末までに機材の発^注送にもち込みたい趣きである。

韓国側は従来より、本件プロジェクトは、日韓交渉の帰趨と関係なく、民間ベースの延払いで（頭金10%、10年返済）購入したい旨表明しているので、援助対象とする場合には、この点問題がある。但し別紙の延払い枠が供与される場合には好適な対象の一つとなる。

㊦ 江陵発電所 (30万KW)

設計

機械

計

(注) 韓国電力社の要請に基づき、日本
工営より基礎的な feasibility 提出
report
済み。

南漢江を韓国東部日本海に面する江陵に流域変更し、落差を造つて、発電しようとするもので、完成すれば北鮮水豊発電所に匹敵し、韓国の民間電力需要は略々充足しうるものと考えられる。

なお、韓国政府の一部では、江陵、三陟地方の鉄鉱、石炭、石灰岩等の地下資源を利用して、この地域を一大工業地帯とする計画もある趣きなので、本件プロジェクト・ダム及び発電所が供給する豊

富低廉な電力と工業用水がもつ意義は一層大きいといえる。一試算によれば、かりに発電能力を28万KW、年間電力量11億KWHとして、その内半分程度をこの地域での工業に使用するとすれば、略々下記の生産量が可能とされる。

製鉄ならば 年産 20万トン
(年々億KWH)

カーバイトならば " 18万トン
(年々4億KWH)

肥料(硫酸)ならば " 18万トン
(年々4億KWH)

当面援助の対象として最良好プロジェクトと考えられる。

(二) その他

(1) 昭陽江発電所 (8.6万KW)

設計

機械

計

(ii) 衣岩発電所 (2.2 万 K W)

設計・機械 [REDACTED]

(iii) 八堂発電所 (1.0 万 K W)

設計機械 [REDACTED]

以上の水力発電諸プロジェクトに必要な外貨は、[REDACTED]に達するが、現地労働者の質にかんがみ、日本人労働者を相当数使用するものとすれば、現地通貨所要分の一部をも、外貨で計上する必要があり、その場合には、所要外貨は、容易に [REDACTED] [REDACTED]に達するであろう。

(2) 交通

韓国現有交通施設の大部分は、戦前わが国より供給されたものであるが、改修、部品交換等ができないため、あるいは使用不可能となり、あるいは旧式な施設車輛を極めて消耗したままの形で利用しているのが現状である。(別添「韓国の交通事情」参照)

鉄道については、戦後米国援助に基づき、米国製ディーゼル機関車を中心に相当数の車輛が輸入されている様子であるが、なお客車、貨車の大幅な不足は明らかであり、現に1月20日たまたま来日した駐韓国USOM団長 Killen も、わが国が韓国の経済開発に寄与しうる最も重要な分野として、第一に rolling stock を挙げている。

客車については、不足数650輛と伝えられ ("Transportation of Korea 1961")、貨車については必要追加車輛数5000輛(5カ年計画)とされているが、なお、詳細に

については専門家の調査が必要である。又、車輛修理整備工場に対する設備供与も大きな援助対象たりうるものと考えられる。

他方、戦乱による鉄橋、トンネルの破壊はおびただしいものがあり、その再建新設についても、わが国の寄与しうるところは多大と考えられる。

更に、現地の交通難を見聞するにつけても、自動車（バス、トラック、タクシー）、市電等の供給が早急に目に見える効果を及ぼす援助たりうるであろう。（但し、この場合も完成品で輸出するか、あるいは現地に組立て工場を建設して部品で輸出し、失業解決の一助となるべきか、専門家の検討が必要とされよう。）

(3) 通信

海外電気通信協力会で検討中の試案は次のとおりである。

(1) 京城市内に電話2万回数を増設する。

経費

(ロ) 太田、金州、清州、大邱間に電話2万回数を設置する。 経費

(ハ) 地方都市を連絡するマイクロ・ウェーブ網を建設する。 経費

以上、(イ)(ロ)(ハ)の計画の所要経費総額

(イ) 更に韓国政府は、釜山、大邱、光州、太田にテレビ局を設置し、テレビ網を通じ、広報宣伝活動を行いたい意向を有している旨伝えられるが、その場合には上記(ハ)のマイクロ・ウェーブ計画と関連して協力可能と考えられる。

(4) その他

韓国経済の需要に則して考えれば、肥料工場、セメント工場、レーヨン、プラント等が優先度の高い工業種目となるが、この分野では米国、西独、イタリアの進出が相当に進んでおり、他方エネルギー源の確保が前提となる点に問題がある。

別紙

緊急経済協力試案

日韓政府間の了解（公文を交換する行政取極）に基づき、下記方針により、韓国に対し、延払枠を供与するものとする。

- (イ) 金額 [REDACTED]
- (ロ) 条件 期限 10年
頭金 なし
金利 国際金利（約6%）
- (ハ) 返済保証 韓国政府保証又は韓国銀行 L/G
- (ニ) 資金源 輸銀の融資とする

（注）

1. 本件 [REDACTED] の枠を供与する際は協定により供与される経済協力としての直接借款 [REDACTED] との関係で、韓国側に対しては請求権と結んで [REDACTED] の経済協力として交渉する必要を生じ、国会においても国会の承認を求める直接借款と行政取極めで行う延払枠との関係について説明を行う必

要がある。直接借款は相手国政府に直接国家機関が信用供与するのであるから国交回復、政府承認が前提となるのに対し、延払信用供与は日本の輸出者が韓国の輸入者に個別に信用を与えるものであり従来とも承認前の国家に対する延払輸出を行つて来た前例もあるとの説明を行うべきであると考えられる。

2. [REDACTED] の枠を明示せず、単に商談の成立した延払輸出契約を上記条件の範囲内で、順次認めるだけの建前とすることが、対韓交渉上の効果をそこなわずに可能であれば、請求権処理との関連が稀薄となり、国会対策の上からは、望ましいと考えられる。

3. 日本の業界の取引状況、韓国側の需要より見れば、国交回復後の長期低利直接借款と短期延払枠の供与とは矛盾せず、充分経済的実需に応え得るものと考えられる。